（農業経営統計調査規則の一部改正）

第十五条　農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「養ほう」を「養蜂」に改め、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　この省令において「統計職員」とは、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局の職員であって、調査の事務に従事する者をいう。

4　この省令において「実査機関」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあっては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。

5　この省令において「取りまとめ地域センター」とは、都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センターをいう。

第三条に次の一項を加える。

6　この省令において「取りまとめ地域センター等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあっては取りまとめ地域センター、地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。

第七条中「センターの職員」を「統計職員」に、「及び職員」を「及び統計職員」に改める。

第八条第一項中「センター長」を「実査機関の長」に、「提出し」を「送付し」に、「センターの職員」を「統計職員」に改める。

第十条第一項中「センター長」を「実査機関の長」に、「提出された」を「送付された」に、「センターの職員」を「統計職員」に、「作成して、この内容を電子情報処理組織を使用して地方農政事務所長等に送付しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、前項の規定により作成した調査客体記録を電子情報処理組織を使用して取りまとめ地域センター等の長に送付しなければならない。

第十条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第一項」を「第二項」に、「地方農政事務所長等」を「地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　取りまとめ地域センター等の長は、前項の規定により送付された調査客体記録（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあっては、第一項の規定により作成した調査客体記録を電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。この場合において、取りまとめ地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。

第十一条の見出し中「全国結果表等」を「全国結果表」に改め、同条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「地方農政局の結果表及び全国結果表を作成し、地方農政局の結果表を当該地方農政局長に送付する」を「全国結果表を作成する」に改める。

第十三条の見出しを「（関係書類等の保存）」に改め、同条第一項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方農政事務所長等は、第十条第二項」を「取りまとめ地域センター等の長は、第十条第三項」に、「都道府県」を「都道府県別」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「センター長」を「実査機関の長」に、「センターの職員」を「統計職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては、当該区域を管轄する地方農政局長又は」に改める。

第三十三条第二項中「地方農政事務所の」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの」に、「地方農政事務所長」を「区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

別記様式第一号中「地方農政事務所長」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

別記様式第十三号裏中「地方農政局長に」を「地方農政局長又は北海道農政事務所長に」に、「地方農政事務所長に」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に」に改め、同様式裏備考2中「地方農政事務所長」を「地方農政局若しくは北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

（品種登録規則の一部改正）

第十七条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「農林水産省生産局」を「農林水産省食料産業局」に改める。

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第十八条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九号を第十六号とし、第八号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項及び第二項

第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、第四号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第六十九条から第七十一条まで

十　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四十八条第一項

第三号を第七号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十二条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第二項

五　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八十九条

六　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十五条（同法第百三十八条第七項において準用する場合を含む。）、第百三十七条の八及び第百三十七条の九

第一号の次に次の一号を加える。

二　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十二条の二から第百四十二条の四まで

（農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第十九条　農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十七年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　食料産業局長

第十五号を次のように改める。

十五　地方農政局の地域センターの長

第二十九号を第三十四号とし、第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十　財務局長（食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の普通財産の処分について、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、農林水産大臣が契約に関する事務を委任した財務局長に限る。）